

## 令和6年4月1日からの使用方法の変更について

### ①一部の営利事業の活動が可能になります

○参加者等から実費相当を超える料金徴収を行う

例：講師が参加者より月謝を徴収するヨガ教室

不特定多数の人を対象として実施する有償のコンサート

○外部の営利事業について市民館の活動の中で宣伝を行う

例：別の場所で行っている学習塾のチラシを、無償の学習支援活動にて配付する

※物品の販売や商品の紹介、展示、注文、実演、契約行為などは今後も使用不可

### 利用料金表

	校区住民の 非営利使用	校区住民以外 の非営利使用	営利目的使用
午前	¥0	¥1,110	¥3,330
午後	¥0	¥1,110	¥3,330
夜間	¥0	¥1,900	¥5,700

### ②予約申し込み開始時期が変更になります

使用申請は「使用日の属する1カ月前の1日から」でしたが、非営利使用の場合は、「使用日の属する2カ月前の1日から」に変更となります。

例：使用日 令和6年5月27日

**変更前**

3/1

4/1

5/27

現在

申請期間

**変更後**

非営利使用

申請期間

営利使用

申請期間

2カ月前1日

1カ月前1日

使用日

### ③チェックシートの実施

年に1度、最初の使用の際、使用承認申請書とともにチェックシートをご提出ください。使用ルール等の確認をお願いいたします。

問い合わせ先：豊橋市市民協働推進課（51-2484）